

## ○総務省令第 号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和五年 月 日

総務大臣 松本 剛明

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条第二号、第三号及び第五号から第九号までに規定する事務の郵便局における取扱いに関する省令の一部改正）

第一条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条第二号、第三号及び第五号から第九号までに規定する事務の郵便局における取扱いに関する省令（平成十三年総務省令第五百五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(請求書類等の送付)      第三条 [略]      [2・3 略]</p> <p>4 第一項の規定は、法第二条の規定に基づき個人番号カード用署名用電子証明書(同条第六号に規定する個人番号カード用署名用電子証明書をいう。以下この項において同じ。)又は個人番号カード利用者証明用電子証明書(同条第七号に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書をいう。以下この項において同じ。)を記録した電磁的記録媒体を引き渡した場合及び個人番号カード用署名用電子証明書又は個人番号カード利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請を受け付けた場合について準用する。この場合において、同項中「当該引渡しに係る請求書類」とあるのは「当該引渡し又は申請の受付に係る申請書類」と、「当該引渡しに係る請求書類」とあるのは「当該引渡し又は申請の受付の事務」と、「市又は区若しくは総合区」とあるのは「区又は総合区」と読み替えるものとする。</p> <p>[5 略]</p>
改正前	<p>(請求書類等の送付)      第三条 [同上]      [2・3 同上]</p> <p>4 第一項の規定は、法第二条の規定に基づき署名用電子証明書(同条第六号に規定する署名用電子証明書をいう。以下この項において同じ。)又は利用者証明用電子証明書(同条第七号に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下この項において同じ。)を記録した電磁的記録媒体を引き渡した場合及び署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請を受け付けた場合について準用する。この場合において、同項中「当該引渡しに係る請求書類」とあるのは「当該引渡し又は申請の受付に係る申請書類」と、「当該引渡しに係る請求書類」とあるのは「当該引渡し又は申請の受付の事務」と、「市又は区若しくは総合区」とあるのは「区又は総合区」と読み替えるものとする。</p> <p>[5 同上]</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(用語) 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔一〇四 略〕</p> <p>五 電子証明書 自然人にあつては、電子署名法第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）であつて氏名、住所及び生年月日の記録のあるもの又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいい、法人にあつては、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書をいう。</p> <p>〔六〇十三 略〕</p> <p>〔二 略〕</p>	<p>(用語) 第一条 〔同上〕</p> <p>〔一〇四 同上〕</p> <p>五 電子証明書 自然人にあつては、電子署名法第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）であつて氏名、住所及び生年月日の記録のあるもの又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第六項の規定により地方公共団体情報システム機構が発行する同条第一項に規定する署名用電子証明書をいい、法人にあつては、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書をいう。</p> <p>〔六〇十三 同上〕</p> <p>〔二 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第三条第一項に規定する郵便局の基準を定める省令の一部改正）

第三条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第三条第一項に規定する郵便局の基準を定める省令（平成十九年総務省令第百十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(施設及び設備) 第一条 [略]</p> <p>2 法第三条第一項第二号に規定する総務省令で定める施設及び設備(法第二条第六号及び第七号に掲げる事務を取り扱わせる場合に限る。)は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第二条第六号及び第七号に規定する個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書(以下この項において「個人番号カード用署名用電子証明書等」という。)の記録事項、これらの号に規定する署名利用者確認及び利用者証明利用者確認のための書類並びに個人番号カード用署名用電子証明書の発行又は失効を求める旨の申請に係る書類を、郵便局取扱事務従事職員及び当該申請を行う者以外の者が、容易に見ることができないように適切な措置が講じられた施設</p> <p>二 地方公共団体との間で個人番号カード用署名用電子証明書等、署名利用者確認及び利用者証明利用者確認のための書類並びに個人番号カード用署名用電子証明書等の発行又は失効を求める旨の申請に係る書類に記録又は記載された情報を電磁的方法により送受信する場合は、個人情報情報の適正な取扱いその他郵便局取扱事務の適正かつ確実な実施を確保することができる送受信設備</p> <p>三 法第二条第六号及び第七号に掲げる事務を取り扱わせることとした地方公共団体を経由して地方公共団体情報システム機構との間で行われる個人番号カード用署名用電子証明書等に係る情報の送受信及び当該個人番号カード用署名用電子証明書等のこれらの号の個人番号カードへの記録その他個人番号カード用署名用電子証明書の発行又は失効を求める旨の申請に係る事務の適正かつ確実な実施を確保することができる設備</p> <p>四 個人番号カード用署名用電子証明書等の発行又は失効を求める旨の申請に係る書類等を適切に保管することができる設備</p>	<p>(施設及び設備) 第二条 [同上]</p> <p>2 法第三条第一項第二号に規定する総務省令で定める施設及び設備(法第二条第六号及び第七号に掲げる事務を取り扱わせる場合に限る。)は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第二条第六号及び第七号に規定する署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書(以下この項において「署名用電子証明書等」という。)の記録事項、これらの号に規定する署名利用者確認及び利用者証明利用者確認のための書類並びに署名用電子証明書の発行又は失効を求める旨の申請に係る書類を、郵便局取扱事務従事職員及び当該申請を行う者以外の者が、容易に見ることができないように適切な措置が講じられた施設</p> <p>二 地方公共団体との間で署名用電子証明書等、署名利用者確認及び利用者証明利用者確認のための書類並びに署名用電子証明書等の発行又は失効を求める旨の申請に係る書類に記録又は記載された情報を電磁的方法により送受信する場合は、個人情報情報の適正な取扱いその他郵便局取扱事務の適正かつ確実な実施を確保することができる送受信設備</p> <p>三 法第二条第六号及び第七号に掲げる事務を取り扱わせることとした地方公共団体を経由して地方公共団体情報システム機構との間で行われる署名用電子証明書等に係る情報の送受信及び当該署名用電子証明書等のこれらの号の電磁的記録媒体への記録その他署名用電子証明書の発行又は失効を求める旨の申請に係る事務の適正かつ確実な実施を確保することができる設備</p> <p>四 署名用電子証明書等の発行又は失効を求める旨の申請に係る書類等を適切に保管することができる設備</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部改正）

第四条 地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令（平成二十九年総務省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(法別表第十七号の総務省令で定める事務)</p> <p>第十七条 法別表第十七号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>四 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第十八条第一項から第五項まで若しくは同法第十九条第四項若しくは第五項の規定による提供の求め又は提供を受けること。</p> <p>〔五〕八 略〕</p> <p>九 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三十七条第一項から第三項までの規定による提供の求め又は提供を受けること。</p> <p>〔十〕十七 略〕</p>	<p>(法別表第十七号の総務省令で定める事務)</p> <p>第十七条 〔同上〕</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>四 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第十八条第一項から第四項まで若しくは同法第十九条第四項若しくは第五項の規定による提供の求め又は提供を受けること。</p> <p>〔五〕八 同上〕</p> <p>九 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三十七条第一項若しくは第二項の規定による提供の求め又は提供を受けること。</p> <p>〔十〕十七 同上〕</p>	改正前
備考 表中の「」の記載は注記である。			

附 則

この省令は、令和五年五月十一日から施行する。